

令和 7 年度

水中振動台クリーニングタワー基礎更新工事

仕 様 書

令和 7 年 11 月

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

1. 工事概要

本工事は、水中振動台クーリングタワーが正常に稼働できるよう既設基礎等を撤去し、新規の基礎に更新するものである。

2. 施工場所

神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所 水中振動台建屋南

3. 工期

契約締結日より令和8年3月23日までとする。

なお、工期は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇は休日として設定している。

4. 工事内容

工種名称	品質、規格等	単位	数量	参考数量
水中振動台クーリングタワー基礎更新工事				
水中振動台クーリングタワー基礎及び配管等撤去工	水中振動台クーリングタワー基礎架台、配管及び既設基礎架台の撤去、廃材運搬処分費	式	1	
水中振動台クーリングタワー基礎工事	図3に示すクーリングタワー、図4に示す水ポンプ及びその配管が正常に動作できるよう設計し、検査職員の承諾を得たうえで、施工がなされること	式	1	

5. 工事仕様

5-1 総則

- (1) 本特記仕様書に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（令和7年版、国土交通省大臣官房官庁営繕部）及び「公共建築改修工事標準仕様書（築工事編）」（令和7年版、国土交通省大臣官房官庁営繕部）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議し、実施するものとする。

- (2) 特記仕様書に記載のない事項については、以下によるものとする。

① J I S : 日本産業規格

② その他関係する法規、条例及び基準等

- (3) 受注者は、本工事の実施に先立ち、監督職員と協議のうえ施工計画書を作成し、監督職員に提示するものとする。

5-2 水中振動台クーリングタワー基礎及び配管等撤去工

- (1) 図2に示す水中振動台クーリングタワー基礎架台、水ポンプ基礎架台及び配管と図3に示す既設基礎架台を撤去するものとする。撤去範囲については、監督職員と

協議のうえ、決定するものとする。

- (2) 撤去した水中振動台クリーニングタワー基礎架台、配管及び既設基礎架台は、受注者の責により適切に処分するものとする。
- (3) 撤去日程については、水中振動台クリーニングタワー及び水ポンプの撤去及び新規据付が予定されていることから、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。

5-3 水中振動台クリーニングタワー基礎工事

- (1) 5-2 水中振動台クリーニングタワー基礎及び配管等撤去工における既設基礎架台を撤去した位置に、図4に示すクリーニングタワー、図5に示す水ポンプ及びそれらの配管が正常に動作できるよう基礎架台の設計を行うものとする。
- (2) 水中振動台クリーニングタワー基礎架台の施工にあたっては、事前に製作図を提出し、使用する材料、機器等を含め、監督職員の承諾を得るものとする。また、施工過程においても、承諾を得ながら進めるものとする。
- (3) 水中振動台クリーニングタワー基礎工事の工程については、水中振動台クリーニングタワー及び水ポンプの設置及びその配管工が令和8年2月12日から予定されていることを考慮して、養生期間を含めて設定するものとし、詳細の設定や変更にあたっては、監督職員との協議によるものとする。

6. 検 査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

7. その他

7-1 契約内容の変更手続きについて

- (1) 本特記仕様書に明記なき事項及び本工事の遂行上疑義が生じた場合は、全て両者が協議のうえ、決定しなければならない。
- (2) 工事内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とし、履行期間末日までに変更契約を行うものとする。
- (3) 書面を提出する場合の書式（提出部数も含む）は、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。

7-2 完成図等

本業務における完成図書は、電子納品によるものとする。

- (1) 電子納品とは、提出書類すべての最終成果(以下「完成図書」という)を電子データで作成し、納品するものである。
- (2) 「完成図書」は、作成した電子データを電子媒体(CD-R 又は DVD-R)で3部提出するものとする。なお、「完成図書」の詳細内容及び電子化については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 特記仕様書及び発注図面の電子データは、発注者が提供する。
- (4) 「紙」による報告書は、製本1部とする。

報告書製本の体裁は、パイプ式ファイル又は紙ファイルをA4判とし、図表はA3版折込を標準とする。

(5) 提出書類

- ① 特記仕様書(発注図面含む)
- ② 納品図面
- ③ 材料証明書
- ④ 写真
- ⑤ その他必要な書類

7-3 受注者は、本工事遂行中に建物・機械等の当所所有物に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告し、受注者の負担で復旧するものとする。

7-4 受注者は、資機材の運搬経路については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。また、資機材の運搬に当たっては、他の交通の妨げにならないようにしなければならない。

7-5 受注者は、工事において当所内で使用する電力、用水を無償で利用できるものとする。

7-6 製作及び設置等承諾

- (1) 製作及び設置にあたって事前に製作図を提出し、納入機器仕様書等、証明書類を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 本工事で使用する材料等は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
また、工場検査を実施する際には、検査要領書を監督職員に提出し、承諾を受けてから行うものとする。

7-7 本製作の施工にあたっては、周辺環境対策の一環として、「平成9年7月31日付建設省告示第1536号、改正平成12年12月22日付建設告示第2438号、改正平成13年4月9日付国土交通省告示第487号」により定められた低騒音型・低振動型を使用するものとする。なお、低騒音型・低振動型を使用できない場合は、監督職員と協議しなければならない。

7-8 受注者は、油漏れ、火気等には十分注意し、本業務実施中は整理整頓を励行するとともに、業務終了後は整然と後片付けを行うものとする。

7-9 本工事において発生した廃棄物は、受注者の責により適正に処分するものとする。

7-10 受注者は、産業廃棄物が搬出される場合には、産業廃棄物管理表（紙マニフェスト）又は、電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員に提示しなければならない。

以 上

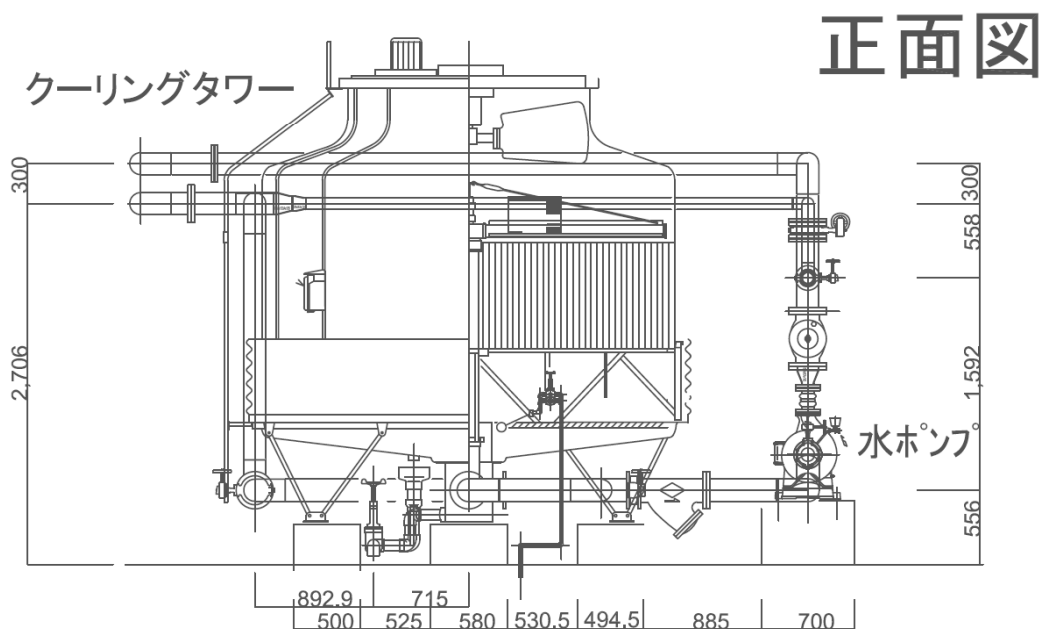
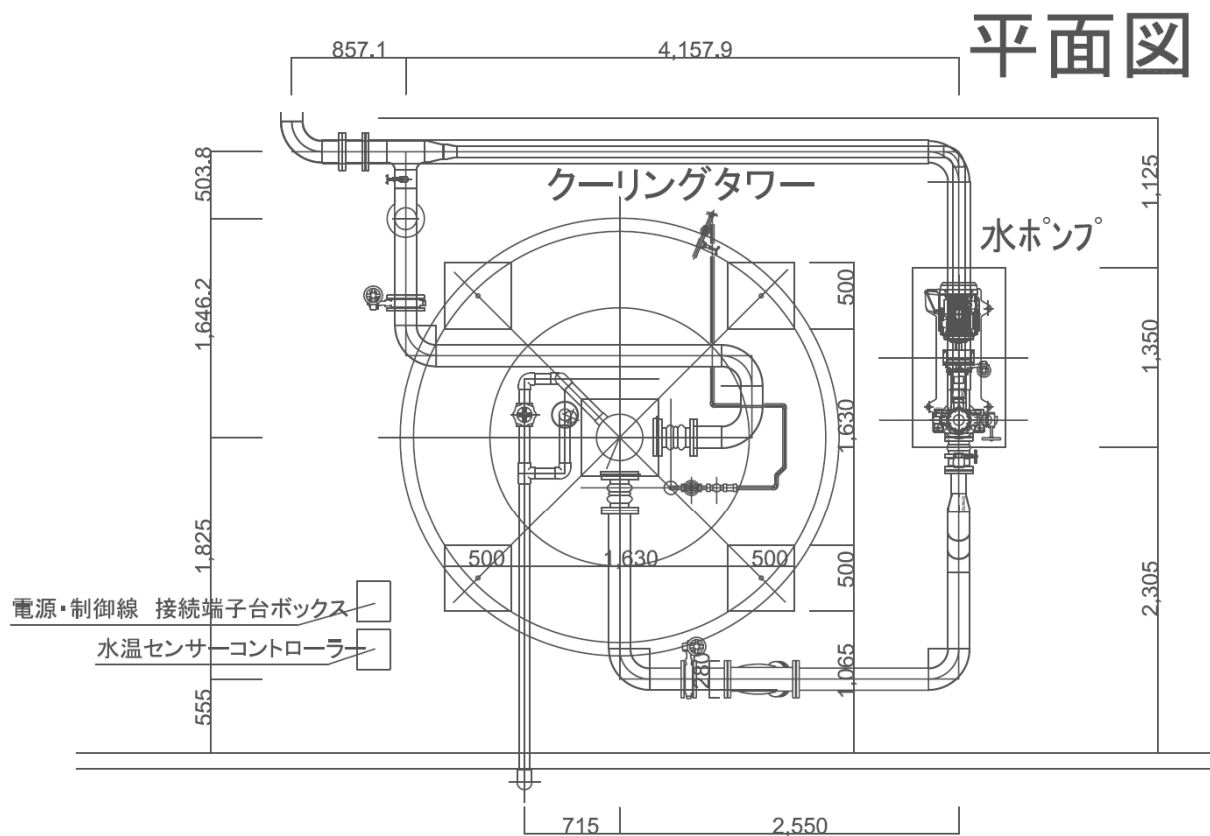


図2 撤去する水中振動台クーリングタワー基礎架台、水ポンプ基礎架台及び配管の概要

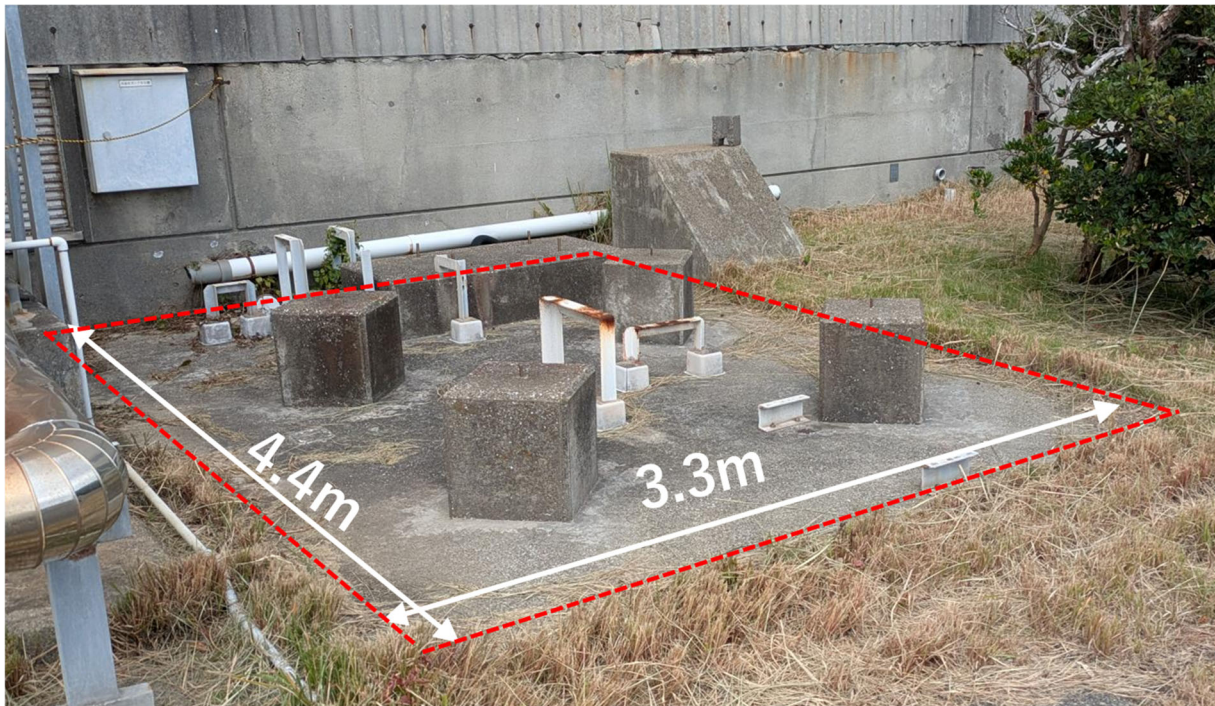


図3 撤去する既設基礎架台の概要（対象：赤破線内）

基礎架台必要諸元

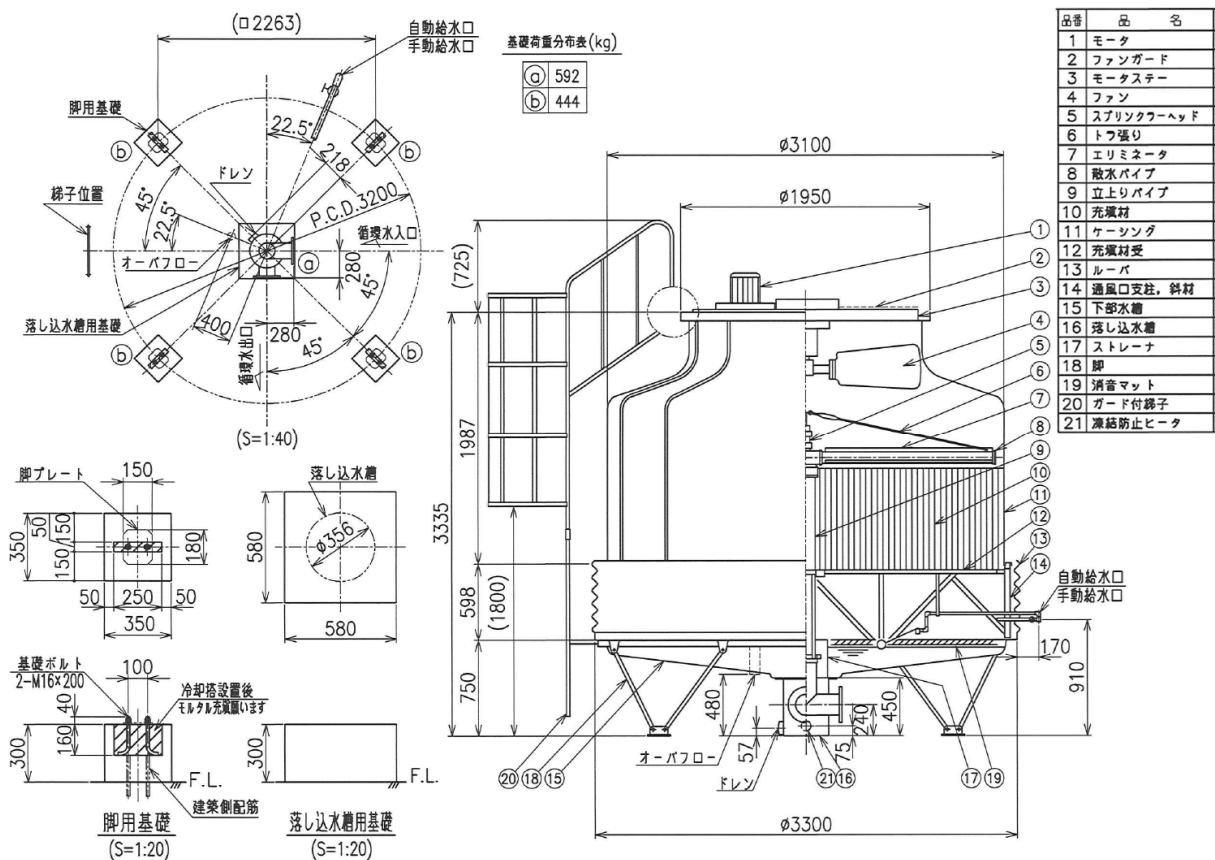


図4 新設するクーリングタワー概要（製品質量 1030kg，運転質量 2230kg）

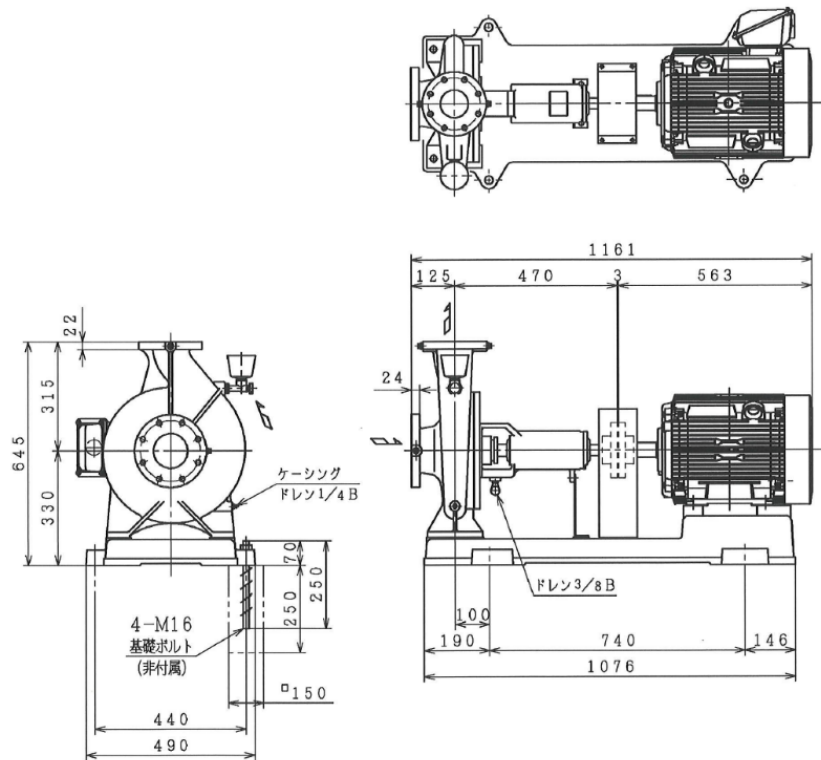


図5 新設する水ポンプ概要（概略質量 253kg）